

## 【別記】 建築工事において準用する「要領・基準類」等

(令和4年6月1日現在)

### ○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり

#### 要領・基準

- ・ 営繕工事電子納品要領 令和3年改定
- ・ 建築設計業務等電子納品要領 令和3年改定

#### ガイドライン類

- ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン [営繕工事編] 及び  
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン [営繕業務編] 令和4年改定

### ○納品時に使用する作成支援システムは以下のとおり。

- ・ 電子成果物作成支援・検査システムVer4.1 令和元年改定

注) 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、原則として工事等の着手時の最新版を適用する。ただし、工期内に要領・基準類の改訂があった場合や、過渡期において受発注者の環境が整わない等の場合は、協議の上、適用世代を定めることができることとする。

#### <参考資料>

- 国土交通省「官庁営繕の技術基準」のうち「■4-5. 電子納品関連」：  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html#4-5](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#4-5)
- 電子成果物作成支援・検査システム：  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_cals\\_denshiseikahin.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin.html)